

秋田県	
市区町村数	25

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属			問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有					問4-1 無
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)		問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	
					9	16	4				25				
5	201	秋田市	生活総務課	1	2	2	1				4	第6次秋田市男女共生社会への市民行動計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
5	202	能代市	市民活力推進課	1	2	2	1				4	第2次能代市男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
5	203	横手市	地域づくり支援課	1	2	1	1				4	横手市男女共同参画行動計画第4次計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	204	大館市	企画調整課	1	2	2	2				3	第3次大館市男女共同参画社会推進計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	206	男鹿市	企画政策課	1	2	2	2				4	第4次男鹿市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	207	湯沢市	まちづくり協働課	1	2	1	1	湯沢市男女共同参画推進条例	2013年3月21日	2013年4月1日		湯沢市第4次男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	209	鹿角市	生活環境課	1	2	1	1				4	第4次鹿角市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	210	由利本荘市	総合政策課	1	2	2	1	由利本荘市男女共同参画推進条例	2009年3月25日	2009年4月1日		第4次由利本荘市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	211	潟上市	企画政策課	1	2	1	1	潟上市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年3月28日		第4次潟上市男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	212	大仙市	総合政策課	1	2	1	1	大仙市男女共同参画推進条例	2008年9月24日	2008年10月1日		第3次大仙市男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1
5	213	北秋田市	生活環境課	1	2	1	1				4	第3次北秋田市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	214	にかほ市	こども家庭センター	1	2	1	1				4	第4次にかほ市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
5	215	仙北市	まちづくり課	1	2	2	1				4	第4次仙北市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
5	303	小坂町	総務課	1	2	2	2				4	第3次小坂町男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
5	327	上小阿仁村	総務課	1	2	1	1				4	上小阿仁村男女共同参画計画(第3次計画)	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1
5	346	藤里町	総務課	1	2	2	2				4	藤里町男女共同参画社会づくり基本計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	348	三種町	企画政策課	1	2	1	1				4	第4次三種町男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	349	八峰町	総務課	1	2	2	2				4	八峰町男女共同参画基本計画(第4次計画)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
5	361	五城目町	総務課	1	2	2	2				4	第5次五城目町男女共同参画計画	2024年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1
5	363	八郎潟町	総務課	1	2	2	2				4	八郎潟町男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
5	366	井川町	総務課	1	2	2	2				4	第4次井川町男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
5	368	大湯村	福祉保健課	1	2	2	1				4	第4次大湯村男女共同参画社会行動計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1
5	434	美郷町	企画財政課	1	2	2	1				4	第3次美郷町男女共同参画みさと計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
5	463	羽後町	企画財政課	1	2	2	1				4	第5次羽後町男女共同参画社会行動計画	2024年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1
5	464	東成瀬村	企画課	1	2	2	2				4	東成瀬村男女共同参画計画(第3次計画)	2024年4月1日 ~ 2029年3月31日	2	1

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

庁内連絡会議

- 1 有
- 2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2024年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 2 策定予定無

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

諮問機関

- 1 有
- 2 無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			8							2	6	7	1	0	7	0	1
5	201	秋田市															
5	202	能代市	能代市男女共同参画支援コーナー		016-0842	能代市追分町4-26 能代市勤労青少年ホーム内	0185-52-0355	0185-52-0355	https://www.city.noshiro.lg.jp/san-gyo/danjo-kyodo/24697		○		○			○	
5	203	横手市															
5	204	大館市															
5	206	男鹿市	男鹿市男女共同参画推進活動室		010-0502	男鹿市船川港比詰字大沢田44-4	0185-24-3140						○	○		○	
5	207	湯沢市	湯沢市男女共同参画センター	はあとぴあ	012-0826	湯沢市柳町二丁目1番39号	0183-72-5750	0183-72-5750	https://www.city-yuzawa.jp/soshiki/3/114.html		○	○			○		
5	209	鹿角市															
5	210	由利本荘市	由利本荘市男女共同参画推進活動室		015-0076	由利本荘市東町15	0184-24-6226	0184-23-1322		○		○			○		
5	211	潟上市	潟上市男女共同参画センター	ウイス	018-1401	潟上市昭和久保元木田152番地	018-853-5302	018-853-5211	https://www.city.katagami.lg.jp/gyosei/machizukuri/danjokyodo/2677.html	○		○			○		
5	212	大仙市															
5	213	北秋田市	北秋田市男女共同参画活動拠点施設	ハートフルプラザ・北秋田	018-3311	北秋田市材木町2番2号(北秋田市交流センター内)	0186-63-2321	0186-63-2322			○	○			○		
5	214	にかほ市															
5	215	仙北市	仙北市男女共同参画活動拠点施設	角館交流センター	014-0368	仙北市角館町中菅沢77-30	0187-54-1003	0187-54-1004			○	○			○		
5	303	小坂町															
5	327	上小阿仁村															
5	346	藤里町															
5	348	三種町															
5	349	八峰町															
5	361	五城目町															
5	363	八郎潟町															
5	366	井川町															
5	368	大潟村	大潟村男女共同参画拠点施設	ちゃっこ	010-0443	南秋田郡大潟村字中央1番地21	0185-45-2611	0185-45-2661			○	○			○		
5	434	美郷町															
5	463	羽後町															
5	464	東成瀬村															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					常勤(雇用)の定めがない職員)	非常勤(雇用)の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			8					4	0	1	3	0	3	0	0	0	
5	201	秋田市															
5	202	能代市	能代市男女共同参画支援コーナー	2004年11月1日	0	0	0	○									
5	203	横手市															
5	204	大館市															
5	206	男鹿市	男鹿市男女共同参画推進活動室	2005年2月1日	0	1	2,500						○				男女共同参画に関する団体への活動場所の提供
5	207	湯沢市	湯沢市男女共同参画センター	2006年4月1日	0	4	2,599	○		○	○						無料会議室の貸出
5	209	鹿角市															
5	210	由利本荘市	由利本荘市男女共同参画推進活動室	2005年3月22日	1	0	546	○									
5	211	潟上市	潟上市男女共同参画センター	2006年3月28日	0	0	97				○		○				ボランティア活動などの活動の場の提供
5	212	大仙市															
5	213	北秋田市	北秋田市男女共同参画活動拠点施設	2006年4月1日	0	0	0										男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体への活動場所の提供
5	214	にかほ市															
5	215	仙北市	仙北市男女共同参画活動拠点施設	2006年3月31日	0	0	0				○						
5	303	小坂町															
5	327	上小阿仁村															
5	346	藤里町															
5	348	三種町															
5	349	八峰町															
5	361	五城目町															
5	363	八郎潟町															
5	366	井川町															
5	368	大潟村	大潟村男女共同参画拠点施設	2006年3月1日	0	0	0	○					○				コピー機等の設置
5	434	美郷町															
5	463	羽後町															
5	464	東成瀬村															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言		問5 首長、自治会長等の状況(2024年7月1日現在)														
			問7-1		市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 (%)
			宣 言 年 月 日	宣 言 の 形 態															
			9		13	0	0.0	17	0	0.0	12	0	0.0	12	0	0.0	4,596	154	3.4
5	201	秋田市	2015年10月31日	秋田市男女共生推進都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0						1009	45	4.5
5	202	能代市	2010年11月3日	能代市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0						348	6	1.7
5	203	横手市	2008年10月4日	横手市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0						683	44	6.4
5	204	大館市				1	0	0.0	1	0	0.0						0	0	
5	206	男鹿市	2012年3月20日	男鹿市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0						143	4	2.8
5	207	湯沢市				1	0	0.0	1	0	0.0						320	6	1.9
5	209	鹿角市				1	0	0.0	1	0	0.0						188	3	1.6
5	210	由利本荘市	2009年4月1日	由利本荘市男女共同参画宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0						485	13	2.7
5	211	潟上市	2006年6月23日	男女共同参画かたがみ宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0						108	2	1.9
5	212	大仙市	2007年11月17日	大仙市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0						526	9	1.7
5	213	北秋田市				1	0	0.0	1	0	0.0						239	7	2.9
5	214	にかほ市	2011年6月1日	にかほ市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0						103	3	2.9
5	215	仙北市				1	0	0.0	1	0	0.0						0	0	
5	303	小坂町									1	0	0.0	1	0	0.0	44	4	9.1
5	327	上小阿仁村									1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
5	346	藤里町									1	0	0.0	1	0	0.0	35	0	0.0
5	348	三種町									1	0	0.0	1	0	0.0	104	4	3.8
5	349	八峰町									1	0	0.0	1	0	0.0	34	1	2.9
5	361	五城目町									1	0	0.0	1	0	0.0	70	2	2.9
5	363	八郎潟町									1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
5	366	井川町									1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
5	368	大潟村									1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
5	434	美郷町									1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
5	463	羽後町	2001年9月30日	羽後町女性議会宣言	4						1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
5	464	東成瀬村									1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況												問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5								
			うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						調査時点コード	その他	調査時点コード	その他																		
			管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち一般行政職管理職総数	うち一般行政職管理職数	うち一般行政職管理職女性比率(%)	部長長相当職	うち部長長相当職女性数	うち部長長相当職女性比率(%)	次長相当職	うち次長相当職女性数	うち次長相当職女性比率(%)	課長相当職	うち課長相当職女性数	うち課長相当職女性比率(%)	課長補佐相当職	うち課長補佐相当職女性数	うち課長補佐相当職女性比率(%)	係長相当職	うち係長相当職女性数	うち係長相当職女性比率(%)	係長補佐相当職	うち係長補佐相当職女性数	うち係長補佐相当職女性比率(%)																						
			1,300	283	21.8	1,012	188	18.6	187	22	11.8	142	10	7.0	169	26	15.4	125	20	16.0	944	235	24.9	745	158	21.2					1,648	577	35.0	1,159	339	29.2	2,025	713	35.2	1,327	420	31.7						
5	201	秋田市	226	42	18.6	180	36	20.0	24	2	8.3	21	2	9.5	55	8	14.5	46	8	17.4	147	32	21.8	113	26	23.0	262	63	24.0	188	44	23.4	482	135	28.0	317	99	31.2	1		18	2	11.1	6	0	0.0	1	
5	202	能代市	58	10	17.2	51	7	13.7	10	0	0.0	10	0	0.0	10	2	20.0	10	2	20.0	38	8	21.1	31	5	16.1	57	15	26.3	46	10	21.7	28	3	10.7	25	3	12.0	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
5	203	横手市	142	35	24.6	84	16	19.0	15	3	20.0	9	1	11.1	44	6	13.6	21	3	14.3	83	26	31.3	54	12	22.2	208	77	37.0	109	23	21.1	373	150	40.2	211	73	34.6	1		5	1	20.0	2	0	0.0	1	
5	204	大館市	69	15	21.7	44	6	13.6	14	2	14.3	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	55	13	23.6	35	6	17.1	89	31	34.8	40	5	12.5	179	60	33.5	81	14	17.3	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1	
5	206	男鹿市	43	10	23.3	23	3	13.0	16	2	12.5	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	27	8	29.6	17	3	17.6	101	45	44.6	51	16	31.4	86	41	47.7	48	16	33.3	1		6	1	16.7	2	0	0.0	1	
5	207	湯沢市	46	4	8.7	45	4	8.9	10	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	36	4	11.1	35	4	11.4	62	16	25.8	62	16	25.8	126	54	42.9	124	52	41.9	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1	
5	209	鹿角市	46	12	26.1	42	11	26.2	10	3	30.0	9	2	22.2	5	0	0.0	5	0	0.0	31	9	29.0	28	9	32.1	53	22	41.5	42	17	40.5	85	29	34.1	68	23	33.8	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1	
5	210	由利本荘市	96	8	8.3	80	7	8.8	21	2	9.5	19	2	10.5	6	1	16.7	4	1	25.0	69	5	7.2	57	4	7.0	139	30	21.6	77	19	24.7	101	17	16.8	63	12	19.0	1		6	1	16.7	2	0	0.0	1	
5	211	潟上市	32	9	28.1	30	3	10.0	7	1	14.3	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	25	8	32.0	23	2	8.7	63	30	47.6	43	18	41.9	0	0	0.0	0	0	0.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
5	212	大仙市	155	45	29.0	145	36	24.8	15	3	20.0	12	1	8.3	24	5	20.8	23	4	17.4	116	37	31.9	110	31	28.2	279	107	38.4	265	97	36.6	115	36	31.3	91	27	29.7	1		11	1	9.1	2	0	0.0	1	
5	213	北秋田市	47	7	14.9	36	6	16.7	15	1	6.7	11	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	32	6	18.8	25	6	24.0	0	0	0.0	0	0	0.0	66	18	27.3	44	10	22.7	1		5	0	0.0	3	0	0.0	1	
5	214	にかほ市	52	16	30.8	44	16	36.4	10	1	10.0	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	42	15	35.7	35	15	42.9	0	0	0.0	0	0	0.0	57	16	28.1	54	16	29.6	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1	
5	215	仙北市	132	36	27.3	81	17	21.0	20	2	10.0	10	0	0.0	23	4	17.4	14	2	14.3	89	30	33.7	57	15	26.3	82	49	59.8	44	18	40.9	61	26	42.6	32	11	34.4	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1	
5	303	小坂町	7	1	14.3	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	1	14.3	7	1	14.3	20	5	25.0	16	4	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
5	327	上小阿仁村	7	3	42.9	7	3	42.9	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	3	42.9	7	3	42.9	8	2	25.0	8	2	25.0	8	4	50.0	8	4	50.0	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
5	346	藤里町	9	2	22.2	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	2	22.2	8	1	12.5	3	0	0.0	2	0	0.0	13	5	38.5	11	3	27.3	1		8	0	0.0	1	0	0.0	1	
5	348	三種町	16	3	18.8	15	3	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	15	3	20.0	14	3	21.4	31	8	25.8	28	7	25.0	33	11	33.3	29	8	27.6	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
5	349	八峰町	20	3	15.0	18	1	5.6	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	19	3	15.8	17	1	5.9	19	3	15.8	17	1	5.9	10	3	30.0	10	3	30.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
5	361	五城目町	17	3	17.6	11	2	18.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	3	17.6	11	2	18.2	25	10	40.0	12	5	41.7	16	2	12.5	6	1	16.7	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
5	363	八郎潟町	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0	13	4	30.8	12	3	25.0	22	8	36.4	18	7	38.9	1		8	4	50.0	1	0	0.0	1	
5	366	井川町	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	0	0.0	7	0	0.0	12	5	41.7	10	3	30.0	13	8	61.5	6	6	100.0	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
5	368	大湯村	9	2	22.2	9	2	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	2	22.2	9	2	22.2	5	1	20.0	5	1	20.0	12	5	41.7	12	5	41.7	1		7	1	14.3	1	0	0.0	1	
5	434	美郷町	19	4	21.1	13	1	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	4	21.1	13	1	7.7	33	9	27.3	25	5	20.0	45	27	60.0	34	19	55.9	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
5	463	羽後町	28	13	46.4	15	6	40.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	28	13	46.4	15	6	40.0	72	39	54.2	45	19	42.2	89	53	59.6	31	7	22.6	1		7	1	14.3	0	0	0.0	1	
5	464	東成瀬村	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	12	6	50.0	12	6	50.0	5	2	40.0	4	1	25.0	1		6	1	16.7	2	0	0.0	1	

調査時点	議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村	調査項目	調査内容	議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
					問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7													
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選挙した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選挙した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3で1.を選挙した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選挙した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選挙した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)													
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。																					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選挙した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間より長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具休例														
			14	1の合計	25	0	25		0															
			3	2の合計	0	18	0		25															
			0	3の合計	0	7			0															
			8	4の合計	0	0																		
5	201	秋田市	1	秋田市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、市長事務部局に勤務する一般職の職員(臨時的任用職員および非常勤職員を除く、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後に、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	秋田市議会	1	3	1	秋田市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第1項 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														
5	202	能代市	1	能代市議員旧姓使用取扱要綱 第3条 市長は、当該職員の旧姓の使用が職務の遂行に著しい支障を生じないと判断したときは、速やかに当該職員の旧姓の使用について承認するものとする。	能代市議会	1	3	1	能代市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														
5	203	横手市	1	横手市議員旧姓使用取扱に関する規定 第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項の一般職に属する職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後に、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。	横手市議会	1	2	1	横手市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														
5	204	大館市	1	大館市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、専ら市の機関の内部において使用する文書等で、次に掲げる事項に該当し、かつ、総務部長が指定するものについて、旧姓を使用することができる。 (1) 公権力の行使に当たる行為に関しないもの (2) 職員としての身分に関しないもの (3) 職務の遂行又は事務処理において誤解又は混乱を生じさせるおそれがないもの	大館市議会	1	2	1	大館市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														
5	206	男鹿市	1	男鹿市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用して法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	男鹿市議会	1	2	1	男鹿市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														
5	207	湯沢市	2		湯沢市議会	1	2	1	湯沢市議会会議規則 第1章 総則 第1節 総則 第2条(欠席の届出) 第1項 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第1節 総則 第91条(欠席の届出) 第1項 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2														
5	209	鹿角市	1	鹿角市議員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、法律及び条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	鹿角市議会	1	2	1	鹿角市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														
5	210	由利本荘市	1	由利本荘市議員旧姓使用取扱要綱 第3条 市長は、当該職員の旧姓の使用が職務の遂行に著しい支障を生じないと判断したときは、速やかに当該職員の旧姓の使用について承認するものとする。	由利本荘市議会	1	2	1	由利本荘市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問12-1 議員の出産を 欠席事由とし て明記した規 定(産休を含 む)があるか。	問12-2 問1で1.を選 択した場合、 取得すること が可能な休業 期間は、次の うちどれか。	問12-3 問1で1.を選 択した場合、 出産に係る産 前産後期間の 明記はある か。	問12-4 問3で1.を選 択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選 択した場合 、休暇期間の 報酬につい て減額の規定 はあるか。	問12-6 問5で1.を選 択した場合 該当部分の 条文(本文) を記入して ください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
北海道	村	川村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
5 211	海上市	1	海上市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この訓令は、一般職の職員(臨時任用職員及び非常勤職員を除く、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに必要事項を定めるものとする。 第2条 旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれなく職務遂行上支障がないと認められるものとし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 第3条 職員は、前条第1項に規定する範囲において旧姓を使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。 第4条 職員は、前条の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 第5条 市長は、旧姓の使用を承認(不承認)したときは、旧姓使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第6条 第3条の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て、市長に提出しなければならない。 (義務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な管理運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用に当たり、常に市民及び他の職員に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 (承認の取消し) 第8条 市長は、職務遂行上支障があると認めるときは、職員の旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (管理) 第9条 市長は、旧姓使用者台帳(様式第4号)を備え、職員の旧姓の使用について適正な管理に努めなければならない。 (その他) 第10条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。	海上市議会	1	3	1	海上市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第8条第2項 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
5 212	大仙市	1	大仙市職員旧姓使用規程 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍の氏を変更した場合において、引き続き変更前の戸籍の氏(以下「旧姓」という。)を使用するときの手続その他必要な事項を定めるものとする。 第2条 この訓令の規定は、常勤の職員に適用する。 第3条 職員は、旧姓を用いて文書を作成し、又は旧姓を表示し、若しくは旧姓により応答することができる。ただし、法令等又は職務上特段の支障が生じる場合は、この限りでない。	大仙市議会	1	2	1	大仙市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
5 213	北秋田市	4		北秋田市議会	1	2	1	北秋田市議会会議規則 第2条(省略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
5 214	にかほ市	4		にかほ市議会	1	2	1	にかほ市議会規則、にかほ市議会申し合せ事項 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
5 215	仙北市	1	仙北市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、市長部局の職員(臨時及び非常勤の職員を除く、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めたことによる不利益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を保持するとともに、職員が互いの個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに必要事項を定めるものとする。	仙北市議会	1	2	1	仙北市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
5 303	小坂町	4		小坂町議会	1	3	1	小坂町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助やその他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
5 327	上小阿仁村	4		上小阿仁村議会	1	2	1	上小阿仁村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
5 346	藤里町	4		藤里町議会	1	2	1	藤里町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7							
				議員の出産を 欠席事由として 明記した規定 (産休を含む) があるか。	問1で1.を選 択した場合、 取得すること が可能な休業 期間は、次の うちどれか。	問1で1.を選 択した場合、 出産に係る産 前産後期間の 明記はある か。	問3で1.を選 択した場合 該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選 択した場合 、休暇期間の 報酬について 減額の規定はあ るか。	問5で1.を選 択した場合 該部分の条文(本文)を記入して ください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
5	348	三種町	三種町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、町長部局(公営企業含む)、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会事務局、農業委員会事務局及び教育委員会事務局に勤務する一般職に属する職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行又は事務処理上支障がないと認められるものとし、別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	三種町議会	1	2	1	三種町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務の届出にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
5	349	八峰町		八峰町議会	1	2	1	八峰町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
5	361	五城目町		五城目町議会	1	2	1	五城目町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
5	363	八郎潟町		八郎潟町議会	1	3	1	八郎潟町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合)にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
5	366	井川町	井川町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものである。	井川町議会	1	3	1	井川町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合)にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
5	368	大潟村		大潟村議会	1	2	1	大潟村議会会議規則 第2条 議員は、公務の届出にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
5	434	美郷町	美郷町職員旧姓使用取扱要綱 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準のいずれかに該当する文書等については使用を認めないものとする。	美郷町議会	1	3	1	美郷町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合)にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
5	463	羽後町	羽後町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、羽後町役場職員(臨時及び非常勤の職員を除く、以下「職員」という。)(が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	羽後町議会	1	2	1	羽後町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合)にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
5	464	東成瀬村		東成瀬村議会	1	2	1	東成瀬村議会会議規則 第2条 2 議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合)にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

調査時点 議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
			問12-8 議員の利用 することので きる保育施設 等が議会に設 置または提供 されているか。	問12-9 議員の利用 することので きる授乳室等 が議会に設置 または提供さ れているか。	問12-10 議会における ハラスメント 防止に関する 取組(ハラス メント防止に 関する議員 向け研修を 行っています か。)	問12-11 問12-10で1.を 選択した場合、 行っている取 組みは、次の うちどれか。			問12-12 問12-11で、1. を選択した場 合該当部分の 条文(本文)を 記入してくだ さい。	問12-13 ハラスメント 防止に関する 議員向け研 修を行っています か。	問12-14 当該研修にお いて、令和4 年4月に内閣 府が公表した 教材動画「政 治分野にお けるハラス メント防止研 修教材」を利 用している又 は利用してい ないか。	問12-15 男女共同参画 に関する研修 (ハラスメン ト防止に関 するもの以外) を行っています か。	問12-16 議会におい て、通称又は 旧姓の使用を 認めています か。	問12-17 問16で、1.を 選択した場合 該当部分の条 文(本文)を記 入してください。	問12-18 政治分野の男 女共同参画の ために実施し ていることが あればご記入 ください。	問13 男女共同参画 担当部局又は 男女共同参画 センターの具 体的な役割が 明確に位置づ けられている か。	問13-1 左記で、1.を 選択した場合 該当部分の規 定を記入してく ださい。	
			1. 人員及び 場所の設置ま たは提供がさ れている。(臨 時のものも含 む) 2. 保育に必 要な場所の設 置または提供 がされている。 (臨時のもの も含む) 3. 設置また は提供する予 定である。 4. なし。	1. 専用の場 所が設置され ている。(常 設) 2. 授乳等に 必要な場所 の設置または 提供がされて いる。(臨時 のものも含む) 3. 設置また は提供する予 定である。 4. なし。	1. 行ってい る。 2. 行ってい ないが、今後、 取り組む予定 である。 3. 行ってお らず、今後、取 り組む予定も ない。	1. ハラス メント防止に 関する規定 (倫理 規定等)があ る	2. ハ ラスメン トに 関する 議員 向け 相談 窓口を 設置し ている	3. そ の 他	その他内容	1. 行ってい る。 2. 行ってい ないが、今後、 行う予定であ る。 3. 行ってお らず、今後、行 う予定もな い。	1. 研修にお いて利用して いる。 2. 研修にお いて利用して いない又は現 在は研修を行 っていないが、 今後行う研 修で利用する 予定である。 3. 研修にお いて利用して いない又は現 在は研修を行 っておらず、 今後行う研 修で利用する 予定もな い。	1. 行ってい る。 2. 行ってい ないが、今後、 取り組む予定 である。 3. 行ってお らず、今後、取 り組む予定も ない。 4. 明記した 規定がなく、 過去に使用し た事例も判断 したこともな い。	1. 明記した 規定があり、 認めている。 2. 明記した 規定はないが、 運用上認めて いる。 3. 明記した 規定がなく、 運用上も認 めていない。 4. 明記した 規定がなく、 過去に使用し た事例も判断 したこともな い。			1. 位置づけ られた規定が ある。 2. 位置づけ られていな い。 3. その他(不 明等)		
			0	0	2												4	
			0	1	4	1	0	1		2	0	0	0				21	
			0	0	19					7	5	1	2				0	
			25	24						16	4	24	2					
5	201	秋田市	4	4	3					3		3	4				2	
5	202	能代市	4	2	3					3		3	2				2	
5	203	横手市	4	4	3					2	2	3	4				2	
5	204	大館市	4	4	3					3		3	4				2	
5	206	男鹿市	4	4	3					3		3	4				2	
5	207	湯沢市	4	4	3					2	3	3	4		女性議会(模擬議会)の開催(令和元年度~令和2年度)、ゆざわ市民一日議会の開催(令和4年度~令和5年度、令和6年度も開催予定)	2		
5	209	鹿角市	4	4	2					2	2	3	4			1	鹿角市地域防災計画 第2編第1章第6節第2条第13項 市は、男女共同参画拠点施設が、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当と男女共同参画拠点施設の役割について、防災担当、男女共同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておくよう努めるものとする。また、市の男女共同担当は、災害時には、男女共同参画の視点から、庁内や避難所等との間における連絡調整を行うため、予め、その体制の調整に努めるものとする。	
5	210	由利本荘市	4	4	1			3	由利本荘市議会ハラスメント防止に関する申し合わせを行っている	3		3	4				2	
5	211	潟上市	4	4	3					3		3	4				2	
5	212	大仙市	4	4	3					1	2	3	4				2	
5	213	北秋田市	4	4	3					3		3	2			1	北秋田市地域防災計画 男女共同参画を所管する市民生活部は、男女共同参画拠点施設が地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局と男女共同参画拠点施設の役割について、防災担当部局、男女共同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておく。また、市民生活部は、災害時には男女共同参画の視点から、庁内や避難所等との間における連絡調整を行うため、予めその体制の調整に努める。	
5	214	にかほ市	4	4	3					3		3	4				2	
5	215	仙北市	4	4	2					2	3	2	4				2	
5	303	小坂町	4	4	3					3		3	4				2	
5	327	上小阿仁村	4	4	3					3		3	4				2	
5	346	藤里町	4	4	2					2	2	3	4				2	
5	348	三種町	4	4	1	1				2	3	3	3				2	三種町議会ハラスメント防止条例 (目的) 第1条 この条例は、町民の負託を受けた全ての三種町議会議員(以下「議員」という。)が誠実に職務を行い、議員によるハラスメントを防止することで、信頼される議会の実現に資することを目的とする。
5	349	八峰町	4	4	3					3		3	4				2	
5	361	五城目町	4	4	3					3		3	4				2	
5	363	八郎潟町	4	4	3					3		3	4				2	
5	366	井川町	4	4	3					3		3	4				2	
5	368	大湯村	4	4	3					3		3	4				2	

都 道 府 県 市 町 村 区 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
区	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用しては利用していますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント等に関する規定(倫理)	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後、行う予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後、行う予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
5 434 美郷町	4	4	2					2	2	3	4			1	美郷町地域防災計画 P5 第1章 総則 第1節 計画の目的 14 男女共同参画の推進 男女双方の視点や、高齢者、障害者などに配慮した防災を進めるため、防災会議委員への任命など防災に関する政策、方針決定過程及び現場での男女共同参画を推進するほか、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努める。 P121 第3章 災害応急対策計画 第8節 避難対策計画 第5 指定避難所の開設及び運営 9 企画財政課は、男女共同参画拠点施設が、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における企画財政課と男女共同参画拠点施設の役割について、住民生活課、男女共同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておくよう努める。また、企画財政課は、災害時には、男女共同参画の視点から、庁内や避難所等との間における連絡調整を行うため、予め、その体制の調整に努める。
5 463 羽後町	4	4	3					1	3	3	4			2	
5 464 東成瀬村	4	4	3					3		3	3			1	東成瀬村地域防災計画 第2編第1章第5節第1 12 男女共同参画の視点を取り入れた体制の整備 村の男女共同担当部局は、男女共同参画拠点施設が、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における村民生活課と男女共同参画拠点施設の役割について、庁内各課、男女共同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておくよう努める。また、村民生活課は、災害時には、男女共同参画の視点から、庁内や避難所等との間における連絡調整を行うため、あらかじめ、その体制の調整に努める。